

当院では**特定看護師**が**特定行為**を実施しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成させた特定看護師が、医師からあらかじめ作成された手順書（指示）に従い、認められた特定行為を行っています。

当院で実施できる特定行為が以下の 27 行為です

- ・ 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- ・ 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・ 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ・ 人工呼吸器からの離脱
- ・ 気管カニューレの交換
- ・ 一時的ペースメーカーの操作及び管理
- ・ 一時的ペースメーカーリードの抜去
- ・ 経皮的心肺補助装置の操作及び管理
- ・ 大動脈バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
- ・ 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
- ・ 胸腔ドレーンの抜去
- ・ 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
- ・ 中心静脈カテーテルの抜去
- ・ 直接動脈穿刺法による採血
- ・ 橈骨動脈ラインの確保
- ・ 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過機の操作及び管理
- ・ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・ 脱水症状に対する補液による補正
- ・ 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- ・ インスリンの投与量の調整
- ・ 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- ・ 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- ・ 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- ・ 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- ・ 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- ・ 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

<看護師特定行為に関するご相談、お問合せ先>

月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く）

場所：患者相談窓口

・窓口責任者：病院長 本多 正徳 ・相談担当者：医療安全管理者：石崎 礼子

